

第 18 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 56 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年3月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第93条第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあっては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあっては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

第100条の8第3項中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された」を削り、「運転免許証（」を「運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。」に、「「運転免許証」という。）」を、「同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第109条第4項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第109条第4項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第109条第4項中「運転免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許

情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第7条の2中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める。

附則第8条の2第1項及び第3項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の8（見出しを含む。）中「附則第12条の2の10第1項」を「附則第12条の2の10」に改める。

附則第8条の9第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第8条の12第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「附則第4条の11第14項」を「附則第4条の11第11項」に、「附則第4条の11第15項」を「附則第4条の11第12項」に改め、「車両総重量」の次に「（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）」を、「トラック」の次に「（省令附則第4条の11第9項に規定する被けん引車を除く。）」を加え、「道路運送車両法」を「同法」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「附則第4条の11第13項」を「附則第4条の11第10項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第4条の11第16項」を「附則第4条の11第13項」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第100条の8第3項、第109条第4項及び附則第8条の改正規定（同条中「附則第9条の2第2項」を「附則第8条第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊本県税条例第93条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月30日までに取得されたこの条例による改正前の熊本県税条例附則第8

条の12第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。